

残留農薬検査 試料採取量

環境省告示第75号（平成8年10月29日）

ア 米

1 kgを収穫時に採取し、玄米としたものを検体とする。

イ 麦・雑穀

次の表の第1欄に掲げる農作物等の種類に応じ、それぞれ、第3欄に掲げる量その農作物等の収穫時に採取し、第2欄に掲げるものを検体とする。

| 第1欄 | | 第2欄 | 第3欄 |
|---------------|-----------------------|-----------------|-------|
| 小麦 | | 玄麦 | 1 k g |
| 小麦以外の 麦・雑穀 | 大麦及びそば | 脱穀した種子 | 1 k g |
| | ライ麦 | 玄麦 | 1 k g |
| | とうもろこし（未成熟とうもろこしを含む。） | 外皮、ひげ及びしんを除いた種子 | 1 k g |
| | 上記以外の麦・雑穀 | 脱穀した種子 | 1 k g |

ウ 果実

第1欄に掲げる農作物等の種類に応じ、それぞれ、第3欄に掲げる量（同欄に掲げる量に達するに要する個数が5個未満の農作物等にあつては、それぞれ大きさがそろった5個）をその農作物等の収穫時に採取し、第2欄に掲げるものを検体とする。

| 第1欄 | | 第2欄 | 第3欄 |
|-----------------|---|------------|-------|
| みかん | | 外果皮を除去したもの | 2 k g |
| みかん以外の かんきつ類 | あまなつ、いよかん、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） かぼす、グレープフルーツ、すだち、なつみかん、はっさく、ゆず、ライム及びレモン | 果実全体 | 2 k g |
| | なつみかんの果肉 | 中果皮を含む | 1 k g |
| | なつみかんの外果皮 | へたを除去したもの | 1 k g |
| | 上記以外のかんきつ類 | 果実全体 | 2 k g |



| | | | |
|---------|---|----------------------|-------|
| 第一大粒果実類 | もも | 果皮及び種子を除去したもの | 2 k g |
| | びわ | 果梗、果皮及び種子を除去したもの | 1 k g |
| | キウイ | 果皮を除去したもの | 1 k g |
| | すいか、まくわうり及びメロン類 | 果皮を除去したもの | 5 k g |
| 第二大粒果実類 | ネクタリン | 果梗及び種子を除去したもの | 2 k g |
| | 西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご | 花おち、しん及び果梗の基部を除去したもの | 2 k g |
| | パイナップル | 冠芽を除去したもの | 5 k g |
| | バナナ | 果柄部を除去したもの | 2 k g |
| | かき | へた及び種子を除去したもの | 2 k g |
| | 上記以外の第二大粒果実類 | 可食部 | 2 k g |
| 小粒果実類 | あんず(アプリコットを含む。)うめ、おうとう(チェリーを含む。)及びすもも(プルーンを含む。) | 果梗及び種子を除去したもの | 1 k g |
| | いちご及びきいちご類(ブラックベリー及びラズベリーを含む。) | へたを除去したもの | 1 k g |
| | ぶどう | 果梗を除去したもの | 1 k g |
| | 上記以外の小粒果実類 | 可食部 | 1 k g |
| オイルシード | ごまの種子、なたね、ひまわりの種子、べにばなの種子及び綿実 | 種子 | 1 k g |
| | 上記以外のオイルシード | 種子 | 1 k g |
| ナッツ類 | ぎんなん、くり及びくるみ | 外果皮を除去したもの | 1 k g |
| | 上記以外のナッツ類 | 外果皮を除去したもの | 1 k g |

エ 野菜

第1欄に掲げる農作物等の種類に応じ、それぞれ、第3欄に掲げる量(同欄に掲げる量に達するに要する個数が5個未満の農作物等にあつては、それぞれ大きさがそろった5個)をその農作物等の収穫時に採取し、第2欄に掲げるものを検体とする。

| 第1欄 | | 第2欄 | 第3欄 |
|----------|---------------------------------------|------------------|-------|
| 第一果菜類 | おくら、ししとう、とうがらし及びピーマン | へたを除去したもの | 1 k g |
| 第二果菜類 | かぼちゃ、きゅうり、しろうり、とうがん、にがうり及びゆうが お | つるを除去したもの | 2 k g |
| | トマト及びなす | へたを除去したもの | 2 k g |
| | 上記以外の第二果菜類 | 可食部 | 2 k g |
| さや付未成熟豆類 | えだまめ、未成熟いんげん及び未成熟えんどう | 花梗を除去したもの | 1 k g |
| | 上記以外のさや付未成熟豆類 | 可食部 | 1 k g |
| 第一葉菜類 | キャベツ(芽キャベツを除く。)及びはくさい | 外側変質葉及びしんを除去したもの | 5 k g |
| 第二葉菜類 | かぶ類の葉、クレソン、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉及び芽キャベツ | 変質葉を除去したもの | 1 k g |
| | カリフラワー及びブロッコリー | 葉を除去したもの | 2 k g |
| | からしな、きょうな、たかな及びのざわな | 根及び変質葉を除去したもの | 5 k g |
| | こまつな、しゅんぎく、セロリ、チンゲンサイ、パセリ及びみつば | 根及び変質葉を除去したもの | 1 k g |
| | レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) | 外側変質葉及びしんを除去したもの | 5 k g |
| | アスパラガス | 茎 | 1 k g |
| | ねぎ(リーキを含む。)及びわけぎ | 外皮及びひげ根を除去したもの | 1 k g |

| | | | |
|------|-----------------------------------|--|-------|
| | ほうれんそう | 赤色根部を含み、ひげ根及び変質葉を除去したもの | 1 k g |
| | 上記以外の第二葉菜類 | 可食部 | 1 k g |
| 根・茎類 | かぶ類の根及びだいこん類（ラディッシュを含む。）の根 | 泥を水で軽く洗い落としたもの | 5 k g |
| | 西洋わさび | 泥を水で軽く洗い落とした根 | 1 k g |
| | ごぼう | 葉部を除去し、泥を水で軽く洗い落とし、細切した後、肉挽き器を用いて擦り砕いたもの | 2 k g |
| | にんじん、れんこん及びくわい | 泥を水で軽く洗い落としたもの | 2 k g |
| | しょうが | 葉を除去し、泥を水で軽く洗い落としたもの | 1 k g |
| | たけのこ | 外皮を除去したもの | 2 k g |
| | 上記以外の根・茎類 | 可食部 | 1 k g |
| 鱗茎類 | たまねぎ | 外皮及びひげ根を除去したもの | 2 k g |
| | 食用ゆりの根、にんにく及びらっきょう | 外皮及びひげ根を除去したもの | 1 k g |
| | 上記以外の鱗茎類 | 可食部 | 1 k g |
| きのこ類 | えのきたけ、しいたけ、なめこ、ひらたけ、まいたけ及びマッシュルーム | 可食部 | 1 k g |
| | 上記以外のきのこ類 | 可食部 | 1 k g |

オ いも類

第1欄に掲げる農作物等の種類に応じ、それぞれ、第3欄に掲げる量（同欄に掲げる量に達するに要する個数が5個未満の農作物等にあつては、それぞれ大きさがそろった5個）をその農作物等の収穫時に採取し、第2欄に掲げるものを検体とする。

| 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 |
|--|----------------|-------|
| かんしょ、こんにゃくいも、さといも類（やつがしらを含む。）ばれいしょ及びやまいも | 泥を水で軽く洗い落としたもの | 2 k g |
| 上記以外のいも類 | 泥を水で軽く洗い落としたもの | 2 k g |



カ 豆類

| 第1欄 | | 第2欄 | 第3欄 |
|-------------|---|----------|-------|
| 大豆 | | 豆 | 1 k g |
| 大豆以外の豆 類 | えんどう、小豆類(いんげん、 ささげを含む。)及びそら豆(未 成熟そら豆を含む。) | 豆 | 1 k g |
| | らっかせい | 殻を除去したもの | 1 k g |
| | 上記以外の豆類 | 豆 | 1 k g |

キ てんさい

大きさがそろい、かつ、その合計量が5 k gに達するもの5個を収穫時に採取し、泥を水で軽く洗い落としたものを検体とする。

ク さとうきび

5 k gを収穫時に採取し、皮を除去したものを検体とする。

ケ 茶

収穫時に採取し、茶としたもの500 gを検体とする。

コ ホップ

収穫時に採取し、乾花としたもの500 gを検体とする。